○上尾伊奈資源循環組合物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規則

令和５年４月１日規則第２３号

上尾伊奈資源循環組合物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、組合が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（次条において「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

(1)　物品の製造の請負、買入れ、修繕、借入れ及び売払いに係る契約

(2)　清掃、警備、検査その他の役務の提供に係る契約

(3)　物品又はサービスの利用に係る契約

(4)　ソフトウェア等の借入れ又は使用許諾に係る契約

（競争入札の参加資格）

第２条　競争入札に参加することができる者は、上尾市又は伊奈町において競争入札の参加資格に関する審査を受け、上尾市物品等競争入札参加資格者名簿又は伊奈町物品等競争入札参加資格者名簿（次項において「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

２　前項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者が、一般競争入札の公告をした日（指名競争入札にあっては、指名通知書を送付した日）から開札日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当するとき。

(2)　上尾伊奈資源循環組合契約規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合規則第２２号）第２１条（同規則第３６条において準用する場合を含む。）の規定により組合の競争入札に参加させないこととされたとき。

(3)　営業に必要な登録、免許又は許可を受けていないとき（営業に関し許可等を要する場合に限る。）。

(4)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３

年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、管理者が不適格であると認めるとき。

(5)　管理者が別に定める税を滞納しているとき。

(6)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われているとき（同法第２３６条の規定により更生手続廃止の決定を受けたときを含み、同法の規定により更生手続開始の決定がされているときを除く。）。

(7)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われているとき（同法第１９１条の規定により再生手続廃止の決定を受けたときを含み、同法の規定により再生手続開始の決定がされているときを除く。）。

（随意契約の相手方）

第３条　第２条の規定は、特別な理由がある場合を除き、随意契約の相手方について準用する。

（その他）

第４条　この規則に定めるもののほか、競争入札に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月２７日規則第１号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。